

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)				
②名称	Ministry of Trade / Industrial Property Office of the Czech Republic				
③所在地	Antonína Čermáka 2a, 160 68 Praha				
④連絡先	(電話) (420) 220 383 111		(FAX) (420) 224 324 718		
	(E-mail) posta@upv.cz		(Internet) http://www.upv.cz		
⑤組織の長	President : Mr. Josef Kratochvil				
⑥沿革	<p>(1) 1993年1月1日に旧チェコスロバキアは消滅し、2つの別個の共和国、即ちチェコ共和国及びスロバキア共和国に分割された。この2つの共和国にはそれぞれ独自の工業所有権庁がある。</p> <p>(2) 旧チェコスロバキアにおいては1991年1月1日に特許法が施行された。この特許法により、それまでの法律が幅に変更された。そして、この法律は、1993年1月1日以降もチェコ共和国において適用された。その後、2000年5月10日に施行された特許法の改正等によって、チェコ共和国の特許法は大幅に改正され、2002年7月1日以降、チェコ共和国が加盟している欧州特許条約と基本的に一貫性を有するようになった。</p> <p>(3) 2000年6月21日の法律第207号(新意匠法)が2000年10月1日から施行されたが、同法はチェコ共和国の意匠法を大幅に変更し、1998年10月13日の意匠の法的保護に関するEC指令と基本的に調和するものになった。</p> <p>(4) 1995年商標法は、2003年12月3日の商標に関する新法第441号(2004年4月1日施行)によって置換えられた。既に1995年の旧法において、EC諸国の商標法の調和に関するEC指令に基本的に整合していた。現在の法律は、当該指令に完全に調和が図られている。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、原産地表示、地理的表示				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1993/1/1	1993/1/1		1993/1/1	1993/1/1
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1993/1/1		1993/1/1	1993/1/1
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		1996/8/1		2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			
	1993/1/1	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1993/1/1	1996/9/25	1993/1/1	1993/1/1	1993/1/1
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1993/1/1		1995/1/1			

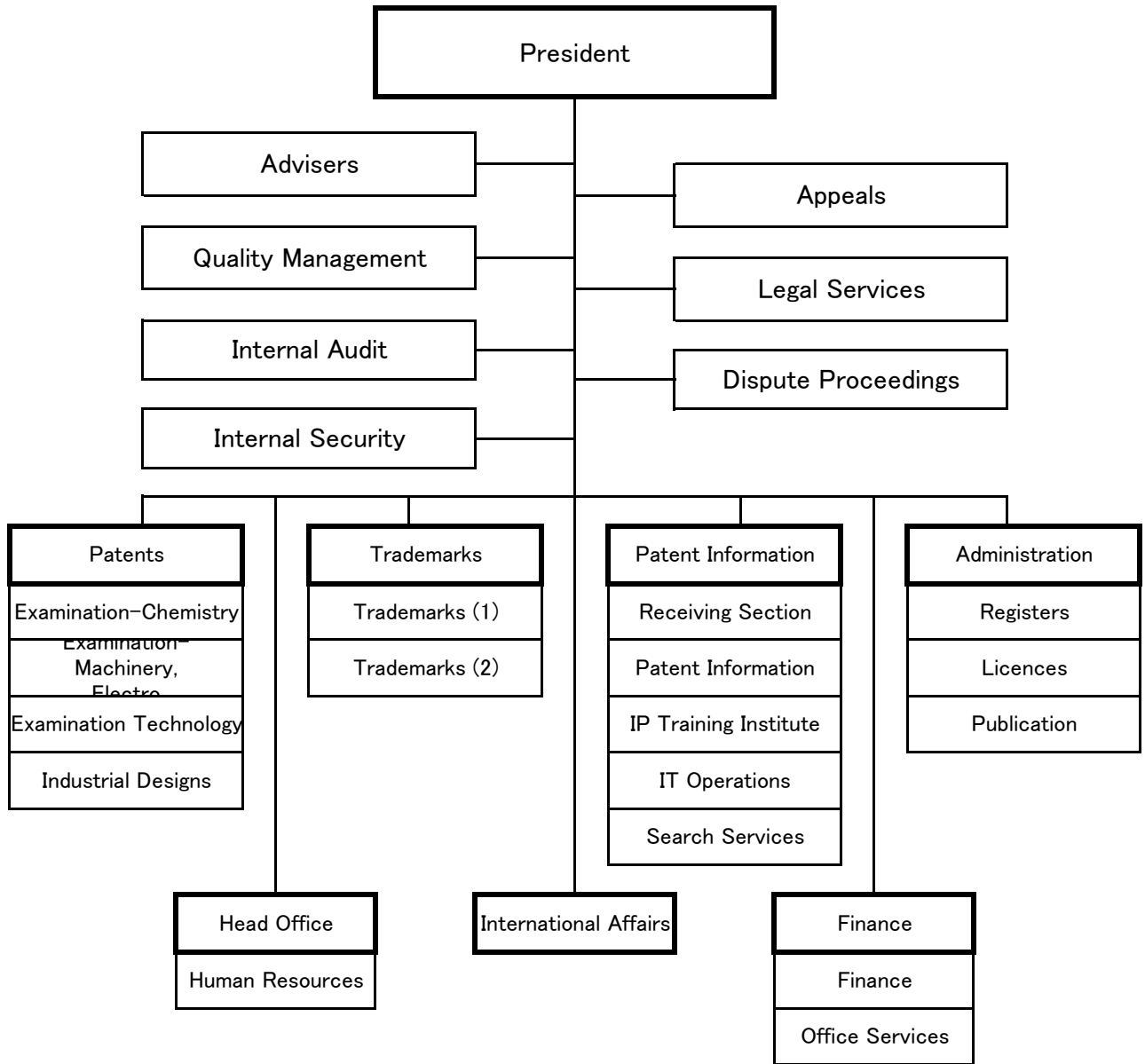
①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)						
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	860	732	813	729	
		(内 外国出願)	66	54	48	56	
		(内 日本から)	11	12	7	15	
		(内 PCTルート)	25	24	18	25	
	実用新案	全数	1,279	1,247	1,301	1,324	
		(内 外国出願)	74	68	41	47	
	意匠	全数	273	252	247	247	
		(内 外国出願)	29	13	22	28	
		(内 日本から)					
	商標	全数	9,837	9,497	9,296	9,131	
		(内 外国出願)	2,398	2,450	2,155	1,960	
		(内 日本から)	23	21	15	10	
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	669	512	509	499	
		(内 外国出願)	102	57	42	32	
		(内 日本から)	17	5	9	1	
		(内 PCTルート)	47	29	24	16	
	実用新案	全数	1,107	1,130	1,128	1,155	
		(内 外国出願)	71	49	46	44	
	意匠	全数	221	103	212	159	
		(内 外国出願)	65	12	22	10	
		(内 日本から)					
	商標	全数	8,523	8,209	8,525	7,803	
		(内 外国出願)	2,459	2,519	2,392	2,048	
		(内 日本から)	29	12	26	15	
	出典: WIPO IP Statistics						

①国名

Czech Republic (CZ)
(チェコ共和国)

⑫ 組 織

<組織図> チェコ知財庁(Intellectual Property Office)は貿易、省(Ministry of trade)の下部組織である。



(出典): チェコ知財庁のHP

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013年法律第303号 (2013年法律第303号の英訳未入手のため、2000年10月1日施行にて解析した。)
	③地理的効力の範囲	チェコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チェコに非居住の出願人は、庁への手続きに際して、代理人を選任しなければならない。 (特許法第70条)
	⑦出願言語	チェコ語。 (特許法施行規則第1条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第21条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第5条(1)(2)(3))
	⑩グレースピリオト*	有。次の2つのケースが規定されている。 (1)出願人又はその法律上の前権利者との関係における明白な濫用から6か月 (2)出願人又はその法律上の前権利者が、関連の国際条約に定める条件に従って公の又は公認の博覧会での展示日から6か月 (特許法第5条(5))
	⑪非特許対象	次の事項が定められている。(特許法第3条、第4条) (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神的活動の実行、ゲームの実施又は事業運営に関する計画、規則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (5) 人体や動物を対象とした手術や治療の方法及び人体や動物に対して行われる診断方法 (6) 動物の種若しくは植物の品種、又は動物若しくは植物の生産のための本質的に生物学的な方法 (7) 実施が公共の利益若しくは道徳性に反する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、審査請求を待って実体審査が行われる。 (特許法第33条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日から36月以内に行わなければならない。 (特許法第33条(2), (3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (特許法第31条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第23条(1))
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。前記期日までに不実施の場合は、不使用取消の対象となる。 (特許法第20条(1))

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
	⑱費用 単位 CZK (チェコ・コルナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 1,200 CZK 審査請求料 3,000 CZK(クレーム数が10までの基本料) 500 CZK(10超の各クレームにつき) 登録料 1,600 CZK(ページ数が10まで) 100 CZK(ページ数が10を超える各ページにつき) [特許権維持に掛かる費用] 年金 1年－4年次 1,000 CZK(毎年) 5年－8年次 2,000 CZK(毎年) 9年次 3,000 CZK(毎年) 10年次 4,000 CZK(毎年) 11年次以降 前年+2,000 CZK(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者であるとき、出願料は50%に減額される。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
实用新案制度	②最新实用新案法の施行年月日	2002年7月1日施行(2000年法律第116号)
	③地理的効力の範囲	チェコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人。 (实用新案法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チェコに非居住の出願人は、庁への手続きに際して、代理人を選任しなければならない。 (实用新案法第21条(2)により準用される特許法第70条)
	⑦出願言語	チェコ語
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願日から4年。3年間の延長が2回まで認められる。 (实用新案法第15条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知内、外国刊行物 (实用新案法第4条(1)(2))
	⑩グレースピリオド	次のケースが規定されている。 (1) 出願人又はその権原承継人の業績の開示日から6月。 (实用新案法第4条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が定められている。(实用新案法第2条、第3条) (1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 製品の単なる外観 (3) 精神活動を行うための計画、法則及び方法 (4) コンピュータ・プログラム (5) 情報の単なる提示 (6) 公共に利益、特に人間性及び道徳性の原則に反する技術的解決 (7) 植物又は動物の品種及び生物学的増殖材料 (8) 生産方法又は業務活動
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件の審査後、不登録対象に明白に反しない出願は登録される。 (实用新案法第11条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (实用新案法第11条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (实用新案法第11条(1))
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式要件を備えており、不登録対象に明白に反しないときは登録され、公告(公開)される。(实用新案法第11条(1)、(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (实用新案法第11条(1)、(2)、第17条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、何時でも实用新案の取消を請求することができる。 (注)上記の实用新案法第17条の規定においては用語「取消」が使用されているが、この第17条の規定に基く登録取消の効果は、第17条(2)に「登録取消は、当該实用新案が登録簿に記録されなかったと同様の効果を有する」と、規定されていることから、無効審判における「無効」の場合の効果と同様であり、用語としては「取消(Cancellation)」が使用されているが、内容から判断すると第17条の規定における「取消」は「無効」と同等と判断して差支えないものと判断される。 (实用新案法第17条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。前記期日までに不実施の場合は、不使用取消の対象となる。 (实用新案法第11条(1))

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
	⑱費用 単位 CZK (チェコ・コルナ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1,000 CZK
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		年金
		第1回目の更新料 6,000 CZK
		第2回目の更新料 6,000 CZK
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者であるとき、出願料は50%に減額される。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年法律第303号 (2013年法律第303号の英訳未入手のため、2000年法律第207号で解析した。)
	③地理的効力の範囲	チェコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。チェコに非居住の出願人は、庁への手続きに際して弁理士又は弁護士を選任しなければならない。 (意匠法第45条)
	⑦出願言語	チェコ語 (意匠法第40条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年毎に保護期間を、出願日から最大25年に至るまで繰返して更新することができる。 (意匠法第11条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第4条)
	⑩グレースピリオド	次のケースが規定されている。期間は何れも開示日から12月。 (1) 意匠の創作者又は権原承継人による、明示又は黙示の守秘条件の下における第三者への開示。 (2) 保護を求められる意匠が、その創作者又は権原承継人が提供した情報又は行った行為の結果としての開示。 (3) 意匠の創作者又は権原承継人との関係の濫用の結果としての開示。 (意匠法第6条)
	⑪不登録対象	(1)技術的機能から必然的に要求される特徴 (2) 物品が別の物品の中、周囲又は反対側に機械的に接続若しくは設置され、その何れもが機能することができるようにするために正確な形状及び寸法で再現することが必然的に要求される特徴 (意匠法第7条) (3)公序良俗又は道徳原則に反する意匠
	⑫実体審査の有無	有。出願は、方式要件審査の後、実体審査が行われる。 (意匠法第37条、第38条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第37条、第38条(1)、(2)、(3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (意匠法第37条、第38条(1)、(2)、(3))
	⑮部分意匠制度の有無	無。部分意匠制度としてはないが、複合物品に組込まれることを意図する部品は、当該複合製品の通常の使用形態において外部から視認することができる場合は登録を受けることができる。 (意匠法第2条(b)、意匠法第3条(2))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。 (意匠法第2条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(チェコはロカルノ条約に加盟済) (意匠法第39条(2)f)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (意匠法第37条、第38条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日又は優先日から30日を超えない範囲で、意匠の公告の繰延べを請求することができる。 (意匠法第38条(4))
	㉑異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、登録意匠については何時でも無効を申立てることができる。
	㉒無効審判制度の有無	有。この無効審判は、無効の理由により、申立人が利害関係人に限られる場合がある。 (意匠法第27条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
②④費用 単位 CZK (チェコ・コルナ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 1,000 CZK(1意匠につき)
		600 CZK(1超の各意匠につき)
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
		第1回目の5年間 3,000 CZK
		第2回目の5年間 6,000 CZK
		第3回目の5年間 9,000 CZK
	第4回目の5年間 12,000 CZK	
②⑤料金減免措置 の有無	有。出願人が創作者であるとき、出願料は50%に減額される。	

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)		
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年法律第303号 (2013年法律第303号の英訳未入手のため2003年法律第441号で解析した。)	
	③地理的効力の範囲	チェコ国内のみ	
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)	
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、団体商標、照明商標	
	⑥商標の種類	個人の名称を含む単語、色彩、図案、文字、数字及び商品若しくはその容器の形態を含め、視覚的に表示可能な一切の標識で構成され得るもの(商標法第1条)	
	⑦出願人資格	自然人、法人	
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第6条)	
	⑨本国登録要件	無。	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。	
	⑪出願言語	チェコ語 (商標法第41条)	
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第29条(1)(2))	
	⑬クレスピリオド		
		⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 識別性を欠く標章 (2) 取引において、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価値、原産地、製造時期若しくは供給時期またはその他の特徴を指定するものとして機能し得る標章若しくは表示のみから成る標章 (3) 日常言語において又は誠実に確立された取引習慣において常用されるようになった標章若しくは表示のみからなる標章 (4) 製品それ自体の性質から帰結されるか、製品の技術的成果を得るために必要であるか又は製品に実質的価値を与える、形状のみから成る標章 (5) 公序良俗に反する標章 (6) 主に商品又はサービスの性質、品質若しくは原産地に関して公衆を欺くような性質を有する標章 (7) ぶどう酒又は蒸留酒に使用される、実際の原産地と異なる地理的表示を含む標章 (8) 権限ある官庁の許可を得ずにパリ条約第6条の3によって保護される紋章等を含む標章 (9) パリ条約第6条の3に述べるもの以外の楕型紋章その他の紋章若しくは記章を含む標章で、その使用が特別な公共の利益に係り、権限ある官庁から登録についての同意を得ていないもの (10) 高度の象徴的価値を有する標章、特に宗教的象徴を含む標章 (11) 使用が他の法律規定に違反する、又は国際条約の規定によるチェコ共和国の義務に違反する標章 (12) 登録出願が誠実になされていないことが明らかな標章 (商標法第4条)
		⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無		有。 (商標法第2条(d))	
⑰一出願多区分制度の有無		有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項		有。 (商標法第22条)	

①国名	Czech Republic (CZ) (チェコ共和国)	
⑱審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は容認後、公報にて公告(公開)される。 (商標法第23条)	
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第25条(1))	
㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第32条(1))	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第31条(1))	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。(ニース協定には加盟済み)	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第10条(1))	
㉘費用 単位 CZK (チェコ・コルナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 5,000 CZK(3アクラスまで) 500 CZK(3超の各アクラスにつき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 2,500 CZK	
㉙料金減免措置の有無	無。	